

伊豆七条町 『人・農地プラン』

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大和郡山市	伊豆七条町 (伊豆七条町集落)	令和3年3月31日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	13.7 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	12.5 ha
③ 後継者のいる農業者の耕作面積の合計	3.6 ha
④ 後継者のいない農業者の耕作面積の合計	8.4 ha
i うち5年後営農困難・不明の農業者の耕作面積の合計	4.4 ha
ii うち75歳以上の農業者の耕作面積の合計	2.0 ha
⑤ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	ha
(備考) 現在地区内に中心経営体はいない。	

2 対象地区の課題

伊豆七条町集落は、かつては専業農家も多くイチゴ・トマト等及び水稲栽培の盛んな地域であったが、現在集落内に専業農家はいない。農業後継者については、集落内の約7割の農家で後継者がおらず、高齢化と後継者不足が深刻な状況である。農地の状況はかつてイチゴ・トマト等が栽培されていた農地は、現在は水稲作付か保全管理水田が殆どである。高齢化で農業ができなくなった、もしくは農機具の不具合等で農業が継続できなくなった場合には耕作放棄地になることも考えられる。そのため、将来の地区内の維持すべき農地を明確にしたうえで、集落として農地の面的利用を設計し、担い手への農地集約化をすすめることが課題である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 集落内の農地利用については、農地バンク制度の周知を図り、機構を通じて担い手に、農地を集積・集約化していく。
- 担い手が営農しやすくするために、分散してる農地を集積・集約化する。
- 集落外からの担い手を受け入れることも、視野に入れる。
- また、集落内において、農地をの維持管理を行う営農組織づくりをすすめ、法人化による地域内や地域外の人材活用を考えていく。
- 集落内で耕作されなくなった、若しくは耕作されなくなるであろう農地については、中心経営体に集約化していく。
- 集落内の耕作放棄地は集落内で協力し解消していく。

(参 考) 中心経営体

属性	農 業 者 (氏 名 ・ 名 称)	現 状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積 (㎡) (地区内経営面積)	経営作目	経営面積 (㎡)	農業を営む範囲

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

○農地の貸付等の意向

現在のところ、集落内において機構貸付意向の農家は7戸、2.4haである。一方、集落内の農家であれば貸付意向の農家も3戸、0.9haある。

農家の高齢化と後継者不足や土地持ち非農家が増えていることから、地区内農地の利用調整を担う営農組織を検討し、分散圃場の解消、担い手への農地集積・集約化を進めるとともに、耕作放棄地を防止するために適正な農地管理を行う。

○農地中間管理機構の活用方針

新たに集落外の経営体と呼び寄せてきて中心経営体に位置付ける等、中心経営体の確保を図る。

集落内の農地において、それらの中心経営体に農地の集積・集約化を促進するため、農地中間管理機構を積極的に活用する。そのためには、今後、担い手がおらず、耕作されなくなった農地については、機構に順次登録していく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で、営農の継続が困難になった場合には、機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるように、機構を通じて他の中心経営体への貸付を進めていく。